

## インドネシアの個人データ保護法 施行規則の発出に向けて（2）＝「越境移転」＝

2023年11月  
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二  
NY州法弁護士 友藤 雄介  
インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプル

### 1. はじめに

前回のニュースレターでは、個人データの保護に関する法律 2022 年 27 号（「PDP 法」<sup>1</sup>及びその施行規則案（「本規則案」）に関し、個人データ保護管理責任者（Personal Data Protection Official）について議論致しました<sup>2</sup>。

今月は、本規則案のうち、個人データの処理（processing/pemrosesan）の一類型であるデータの移転（PDP 法第 16 条 e.及び本規則案第 9 条 e.）の内、国境を越えた個人データの移転（「越境移転」）を取り上げます。



### 2. 国境を越えたデータ転送 (1) PDP 法の規定

インドネシアにおける個人データの移転（国内移転及び越境移転に関わらず）は、PDP 法第 55 条および第 56 条で規定されています。この内、越境移転に関しては、以下の 3 つの段階のいずれかが満たされる場合、データ管理者は個人データを越境移転できると規定されております(第 56 条 2 項 4 号)。

- a. 受領国の個人データ保護レベルが、インドネシアの個人データの保護レベルと同等かそれ以上であること
- b. (a)が満たされない場合：受領国において十分かつ拘束力のある個人データ保護が存在すること
- c. (a)および(b)のいずれも満たされない場合：個人データ主体<sup>3</sup>が移転に同意している場合

なお、これらに関する詳しい規定は、施行規則で定められるとされております（PDP 法 56 条 5 項）。

### (2) 本規則案

越境移転に関する本規則案の規定は、第 181 条から第 196 条に規定されています。但し、一部の内容に関しては、PDP 委員会（Lembaga PDP）が発行する規則によって別

<sup>1</sup> PDP 法の内容については、2022 年 10 月のニュースレター (<https://oneasia.legal/8947>) をご参照ください。

<sup>2</sup> 2023 年 10 月のニュースレター (<https://oneasia.legal/11565>) をご参照ください。

<sup>3</sup> 個人データ主体とは、当該個人データが関連付けられている自然人を指します。（PDP 法第 1 条 6 項）

途定められることになっております（第 184 条 4 項参照）。下記にて本規則案で定められた条項のうち、主なものを説明致します。

(a) 原則及び規定の枠組み

まず、第 181 条 1 項は原則として、越境移転が可能である旨を規定しており、具体的には、個人データ管理者は、法令の規定に従い、個人データをインドネシア共和国の管轄区域外の個人データ管理者および／または個人データ処理者に移転することができますとしております。その上で、同条 2 項は、その場合の法令遵守の原則を規定しており、具体的には、個人データを移転する場合、個人データを移転する個人データ管理者および個人データの移転を受ける個人データ管理者について、個人データ保護分野の法令の規定に従って個人データを保護する必要があるとしております。

更に、182 条において、前述の PDP 法が定める越境移転時の 3 段階の要件を再度規定した上で、183 条から第 196 条においてそれぞれの段階について詳細を定めております。

(b) 第 1 段階：同等以上の個人データ保護レベル

第 183 条 1 項は、越境移転を行う個人データ管理者は、移転先の国が同等以上のデータ保護レベルを有していることを確認する責任を負うと規定しています。

また同条 2 項は、同確認を行うための評価について PDP 委員会が義務を負う旨を規定し、第 184 条 1 項は同評価時の 3 つの基準を以下のとおり規定しています。

- a. 相手国が個人データ保護に関する法的規制を有していること
- b. 相手国に個人データ保護の監督機関または当局があること、及び
- c. 相手国が、法的拘束力のある条約や文書、個人データ保護に関する多国間または地域システムへの参加により、国際的な約束やその他の義務を負っていること

その上で、PDP 委員会は、上記の基準を満たす国および／または国際機関のリストを決定するとされ（第 184 条 2 項）、当該リストに含まれる領域への個人データの越境移転は、更なる承認を得ることなく実施可能とされています（第 184 条 3 項）。

(c) 第 2 段階：個人データの十分かつ拘束力のある保護

a. 原則

第 185 条 1 項は、個人データ管理者が、上記第 1 段階の要件を満たすことができない場合、同管理者が、十分かつ拘束力のある個人データ保護を確保する必要がある旨規定しております。

この点、第 185 条 2 項は、上記「十分かつ拘束力のある保護」の形態として、(a) 国家間協定、(b) 標準的な個人データ保護契約条項、(c) 企業グループの拘束力のある会社規則、及び／または (d) PDP 委員会が認めるその他の十分かつ拘束力のある個人データ保護手段を規定しております。

なお、いずれの場合であっても、個人データ管理者は、書面および／または記録された文書の形で証拠を準備することが要求され（第 185 条 3 項）、PDP 委員会は当該要件充足に関するアセスメントの実施が可能と規定されています（第 185 条 4 項）。

## b. 標準的な個人データ保護契約条項

上記のうち、(b)標準的な個人データ保護契約条項については、PDP 委員会が定めると規定された上で（第 187 条 1 項）、最低限これに含まれる内容として、個人データ処理の根拠、個人データ保護に関する条項、個人データ保護を怠った場合の通知義務、個人データ移転の相手方に対するデューデリジェンスの義務が規定されております（第 187 条 2 項）。

なお、個人データ管理者は、個人データの移転の必要性及び個人データ保護に関する法令の規定に基づき、上記標準的な個人データ保護契約条項に個人データの移転に関する規定を追加することができること（但し、その場合は PDP 委員会と協議する必要がある）が規定されております（第 187 条 3～4 項）。

## c. 企業グループの拘束力のある会社規則

上記(c)拘束力のある会社規則は、個人データの受領者と送信者が同じ会社グループに属している場合、つまり、どちらかの当事者がもう一方の当事者を支配している場合、または両当事者が同じ当事者の支配下にある場合にのみ使用することができるとされております（第 188 条 2 項）。

その上で、当該拘束力のある会社規則には、少なくとも以下の要件を含む必要があるとされております（第 188 条 1 項）。

- i. 受領者が、インドネシアの個人データ保護と同等以上の個人データ保護を提供する義務を負うこと
- ii. 当事者（個人データの送信者及び受領者）が拘束力のある会社規則に拘束されること
- iii. 拘束力のある会社規則に基づいて、個人データの移転先の国および地域が規定されること
- iv. 関係する当事者の役割、権利、義務が規定されること

## (d) 第 3 段階：個人データ主体による承認

第 189 条は、個人データ管理者が、上記第 2 段階の要件を満たすことができない場合でも、越境移転はデータ主体の承認に基づいて行なうことができると規定しています。その上で、第 190 条 2 項は、承認に基づく越境移転は以下の場合にのみ実施できると規定しております。

- i. 繰り返し行われなければならないものであること
- ii. 対象となる個人データ対象者数が限定されていること
- iii. 越境移転が条件を満たすために必要であり、当該条件が個人データ主体の利益または、権利および自由を損なわないこと
- iv. 個人データ管理者は、リスクアセスメント<sup>4</sup>を実施し、適切な保護措置を講じていること
- v. PDP 委員会および個人データ主体に対し、越境移転行為そのもの及び越境移転によって満たされるやむを得ない正当な利益について通知していること

<sup>4</sup> リスクアセスメントの内容は移転の必要性および個人情報主体の権利への影響の評価となります（第 194 条）

しかしながら、上記承認がどの様に要求され、どの様に与えられるのかについて本規則案では明確にされず、PDP委員会の規則で規定するとされております（第190条3項）。<sup>5</sup>

### **3.GDPRとの比較**

上記のように、PDP法及び本規則案においては、越境移転に関する具体的な運用については必ずしも明らかになっておらず、今後施行される予定のPDP委員会規則を待つ必要があります。他方で、PDP法及び本規則案の内容は、GDPRと類似する点が多く見られます。そこで、PDP法及び本規則案の今後の運用を予測する趣旨で、下記ではGDPRと比較の上、PDP法及び本規則案について議論致します。

#### **(1) 越境移転の枠組みの比較**

上述の通り、PDP法及び本規則案において越境移転を行う場合は、上述の3段階の要件が規定されております。他方、GDPRにおいては、越境移転が認められる形態として、充分性認定に基づく移転（第1段階）、及び、適切な保護措置に従った移転（第2段階）のみが規定されております。これらは後述のように、上記PDP法及び本規則案における3段階の要件の1段階及び2段階と類似するものと言えます。

他方で、PDP法及び本規則案における第3段階（個人データ主体による承認）に類似する形態については、後述の通り、GDPRとPDP法及び本規則案では若干異なる位置づけがなされております。

#### **(2) 第1段階「同等以上の個人情報保護レベル（GDPRにおける「充分性認定(adequacy decision)に基づく移転」に相当）」の比較**

第1段階に関して、PDP法・本規則案の規定はGDPRの規定と非常に類似しています。

前述のように、PDP法・本規則案においては、PDP委員会が、当該基準を満たす国を決定し、これに該当する国に対しては追加の要件無しにデータを移転できるとされているのと同様に、GDPRにおいても、外国の法域が個人データ保護に関して適切なレベルにあるかどうかは公的機関（GDPRにおいては欧州委員会）が決定し、基準を満たす外国の法域への個人データの越境移転は、追加的承認を必要とせずに行える（GDPR第45条1項）と規定されています。

なお、送り先の法域に求められる保護のレベルは、PDP法及び本規則案では、「（インドネシア）と同等以上」と明確に規定されているのに対し、GDPRの文言上は「十分な保護水準」（GDPR第45条1項）と明確ではありません。但し、この点については、欧州司法裁判所(ECJ)の判決に基づいて「十分な保護水準」とは、第三国がEU域内で保証されている保護水準と「実質的に同等」の保護水準<sup>6</sup>と解釈されております。

<sup>5</sup> 本規則案では、まず個人データ処理に関する一般的な「同意」の規定（PDP法第20条1項および本規則案第44条2項(a)）が置かれていることから、越境移転に関しては当該同意に加えて、付加的な承認（即ち、移転される個人データがインドネシア法の規定よりも低い保護基準に従う可能性がある事に関する特定の同意）が必要と考えられますが、いずれにせよ、詳細は本規則案では明確にされておられません。

<sup>6</sup> ECJ Judgment 16 July 2020, Schrems II, C-311/18, EU:C:2020:559, パラグラフ 94. <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=1068615>





**(3) 第2段階：「個人データの十分かつ拘束力のある保護（GDPRにおける「適切な保護措置(appropriate safeguards)を条件とする移転」）」の比較**

前述 (2. (2) (c) a.) のように、PDP 法・本規則案においては、「個人データの十分かつ拘束力のある保護」として(a)~(d)の形態を取ることににより、越境移転が認められるとされております。

GDPR においても上記第1段階の要件が満たされていない法域への越境移転の場合、第2段階の措置（即ち、(a)公的機関等との間の拘束文書、(b)拘束力のある企業規則、(c)欧州委員会が採択した標準データ保護条項による適切な保護措置(appropriate safeguard)等（GDPR 第46条））によって、越境移転が可能であると規定されています。

なお、標準データ保護条項（GDPR 第46条2項(c)）に関しては、その契約的性質から、第三国の公的機関までを拘束することはできず、仮に移転先の国等が強制的に当該個人情報にアクセスする場合（いわゆるガバメントアクセスの場合）、本条の保護措置が十分でなくなる可能性が生じます。このため、欧州司法裁判所は、当該国の状況に応じて、補完的措置（Supplementary measures）を求めることができるとし<sup>7</sup>、欧州データ保護委員会も、状況に応じた補完的措置の実施に関する勧告を發出しています<sup>8</sup>。この点は PDP 法および本規則案では触れられておりませんが、今後の PDP 委員会規則等によって規定される可能性があるものと考えられます。

**(4) 第3段階：「個人データ主体による承認（GDPR：「明示的な同意に基づく移転」）」の比較**

本要件について、PDP 法・本規則案においては、原則として越境移転が認められる条件の一つとして、個人データ主体による承認が規定されております。

これに対して GDPR は、原則として前述の2段階の条件を満たす場合のみ越境移転が認められるとした上で、その例外として「特定の状況における適用除外（Derogations for specific situations）」を規定し、その一つの類型として「明示的な同意に基づく移転」を規定しております（GDPR 第49条）。

このように、PDP 法及び本規則案が、第3段階に基づく移転を、越境移転を認める条件の一つと位置づけているのに対して、GDPR においては、あくまでこれを例外的な措置として位置づけております（この点は、GDPR のガイドラインにても強調されています<sup>9</sup>）。

上記相違点についての評価を行なうのは時期尚早であるものの、例えば今後施行される予定の PDP 委員会規則等において、GDPR に倣う形で、第3段階の個人データ主体による承認に基づく越境移転をより厳格に運用する旨の規定がなされる可能性はあるかと存じます。

なお前述のとおり、PDP 法及び本規則案では、承認がどの様に要求され、どの様に与えられるかについては明確に規定されておらず、PDP 委員会規則で規定されるとされておりますが、GDPR では、同意は移転に伴って生じうるリスクについて予め

<sup>7</sup> 同上 パラグラフ 128-135。

<sup>8</sup> 2021年6月発出の欧州データ保護委員会勧告（勧告 01/2020/ [https://edpb.europa.eu/system/files/2021-06/edpb\\_recommendations\\_202001vo.2.0\\_supplementarymeasurestransferstoools\\_en.pdf](https://edpb.europa.eu/system/files/2021-06/edpb_recommendations_202001vo.2.0_supplementarymeasurestransferstoools_en.pdf)）。

<sup>9</sup> 規則 2016/679 に基づく第49条の適用除外に関するガイドライン 2/2018([https://edpb.europa.eu/sites/default/files/files/file1/edpb\\_guidelines\\_2\\_2018\\_derogations\\_en.pdf](https://edpb.europa.eu/sites/default/files/files/file1/edpb_guidelines_2_2018_derogations_en.pdf))。

提供された上で、明示的になされた同意でなければならぬと規定されております（GDPR 第 49 条 1 項（a））。

また、「明示的」に関して、欧州の作業部会（Working Party）の発出したガイドラインに基づく、例えば、声明文の作成、電子メールの送信、電子フォームへの記入などの方法によって明示的に同意を表明しなければならないとされ、このため、何らの反応がない場合（沈黙）や電子フォームのボックスにチェックを入れる行為や黙示的な行為では十分とはみなされないものとされております<sup>10</sup>。

PDP 委員会の発出する今後の規則には、こういった点が盛り込まれる可能性もあると考えられます。

#### 4. 結論

上記のように、本規則案は、PDP 法上の「越境移転」（第 56 条）についてより具体的に規定しているものの、依然としてまだ明確でない部分もございます。これらは、今後の PDP 委員会規則によって明らかになることが期待されること、今後の立法の趨勢を注視する必要がございます。

\*本規則案はあくまでも案であり、正式に成立・発行するまでに今後変更される可能性がある点があることにご留意ください。（本稿で取り上げるのは、あくまでも現状の案に関するものとなります。）

#### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<sup>10</sup> GDPR における同意の詳細については、Art.29 Working Party Guidelines on consent under Regulation 2016/679 を参照のこと。 <https://ec.europa.eu/newsroom/article29/items/623051>

< 著者 >

	<p>馬居 光二</p> <p>One Asia Lawyers Indonesia Office 代表</p> <p>日本法弁護士</p> <p>日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。</p> <p><a href="mailto:koji.umai@oneasia.legal">koji.umai@oneasia.legal</a></p>
---	---

	<p>友藤 雄介</p> <p>One Asia Lawyers Indonesia Office</p> <p>NY 州法弁護士</p> <p>長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約（EPC 契約）の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023 年から One Asia に参画。</p> <p><a href="mailto:yusuke.tomofuji@oneasia.legal">yusuke.tomofuji@oneasia.legal</a></p>
--	--

	<p>Prisia Sitompul (プリシリア シトンプル)</p> <p>One Asia Lawyers Indonesia Office</p> <p>インドネシア法弁護士</p> <p>インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。</p> <p>One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。</p> <p><a href="mailto:sitompul.prisia@oneasia.legal">sitompul.prisia@oneasia.legal</a></p>
---	---